



報道機関 各位

## 東久留米市の新指定文化財について

市教育委員会は市文化財保護審議会の答申を受け、10月31日までに新たに6件の文化財を市指定文化財に指定しました。

※ 今回指定された文化財はいずれも一般公開していません。

### ■七福神遊宴の図(有形文化財第23号)



指定日	令和5年8月31日
年代	明治27年～30年代
大きさ	縦約35.0cm×横約147.5cm
所在地	柳窪四丁目
作者	河鍋暁雲(かわなべきょううん・狩野派画家) 文久3(1863)年～明治41(1908)年

両端に七福神たちの持ち物類を配した構図は、作者の父である河鍋暁斎(かわなべきょうさい)が著した「暁斎画談」の「七福神ノ図」を手本としたもので、狩野派における粉本(※)模写を重んじた制作技法による作品です。

本作品は、村野家の民具調査の際に発見されたもので、明治末年まで狩野派の画法を伝承させた画家の作品であり、「暁斎画談」や暁雲作の「百布袋之図」(皇居三の丸尚蔵館所蔵)などの確かな資料から制作過程をも含め認めることができる貴重な作品です。

※ 中国や日本の古画や名画を模写した絵画資料のこと。





報道機関 各位

■幟(有形民俗文化財第32号~36号)



- ① 門前氷川神社 奉納幟  
(有形民俗文化財第32号)
- ② 南沢氷川神社 奉納幟  
(有形民俗文化財第33号)
- ③ 柳窪新田神明社 奉納幟  
(有形民俗文化財第34号)
- ④ 子ノ神社 雨乞い幟  
(有形民俗文化財第35号)
- ⑤ 下里氷川神社 奉納幟  
(有形民俗文化財第36号)

指定日	令和5年10月31日
年代	江戸時代後期~幕末
大きさ	長さ7.6m~10.3m、幅0.74m~0.94m

奉納幟は、主に五穀豊穡を願い、寺社へ奉納するために2本対に制作されたもので、鳥居の両脇に立てられ、鳥居とともに、神聖な場所である神社境内との結界を示す役割を有しています。幟の制作は、江戸時代初期に始まり、19世紀前半に急増したと思われます。

江戸時代からの祭礼に対する村の人々の想いを伝える資料であり、制作時の染色技法などとともに、使用に伴う修復痕も残されているなど後世まで大切に使われてきた資料として貴重なものです。

■問い合わせ先

生涯学習課文化財係 電話042・472・0051

東久留米市企画経営室秘書広報課 齊藤  
TEL042-470-7712 Fax042-470-7804  
E-mail: hishokoho@city.higashikurume.lg.jp

